



# とよ小だより

○進んで学ぶ子ども ○心ゆたかな子ども ○じょうぶな子ども  
<http://www.city.funabashi.chiba.jp/gakkou/0001/toyotomi-e/>

船橋市立豊富小学校  
学校だより  
令和6年度 4月号  
船橋市豊富町1  
☎ 457-1565

## ご入学おめでとうございます！

4月に入ってから、温かい空気に包まれているように感じられ、本日の入学式に合わせたかのように、桜も開花しました。そして、小学校入学への期待に胸を膨らませながら、元気に新入生が登校してきました。

お子様のご入学、誠におめでとうございます。2年生から6年生までの在校生、教職員一同、お子様の入学を心待ちにしておりました。令和6年度は、新入生13名を迎え、125名(6学級)でのスタートとなりました。

創立記念日(5月11日)をもって創立151年となる豊富小学校では、平成30年度からの小中一貫教育、令和5年度からの学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の取組を踏まえ、学校教育目標である「進んで学ぶ子ども、心ゆたかな子ども、じょうぶな子ども」の育成を目指し、保護者や地域の皆様と共に教育活動の充実に尽力してまいります。

学校経営方針である「21世紀をたくましく生きる『とよとみっ子』を育成する」ためにも、本校教職員一同、保護者の皆様と手を携えながら取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

校長

### 令和6年度 教職員



校長		教頭		教務主任 3年1組	
1年1組		2年1組		4年1組	
5年1組		6年1組		音楽・家庭科 書写	
教科専科 国・算		専科		養護教諭	
栄養士		県事務		市事務	
学校司書		船橋市 S C		千葉県 S C	
支援員		用務員		ICT 支援員	
Aバス 運転手		Bバス 運転手		Aバス 添乗員	
Bバス 添乗員					

※教科専科理科、ALTは4月8日現在未定です。 ※“S C”⇒スクールカウンセラーの略です。

# どうぞ宜しくお願いします

※令和5年度末の人事異動により新しい職員をお迎えしました。

教 頭

教 諭

県事務

栄養士

講 師

専 科

## お知らせ



### ◎スクールカウンセラーによる教育相談について

本校には週に1日、船橋市スクールカウンセラー鈴木美希と月に1日千葉県スクールカウンセラー上窪 梓が勤務しています。子育ての悩みや心配事がありましたら気軽に相談していただければと思います。4月の勤務日は、鈴木が12日（金）・19日（金）・26日（金）、上窪が11日（木）勤務の予定です。

相談希望がありましたら、担任または教頭までお問い合わせください。

### ◎来校の際の名札の着用について

来校時の名札の着用を今年度も引き続きお願いいたします。進級に伴い、記名用紙を再度配付いたしましたので、入れ替えをお願いいたします。

### ◎懇談会について

12日（金）に学級懇談会を実施します。各担任から、学級経営方針等の説明がありますので、ぜひ御参加ください。また、例年通りPTA役員決めを行いますのでご承知おきください。名札の着用とお履き物の用意をお願いいたします。

開始時刻等は、別紙にてお知らせいたします。

### ◎学区訪問について

19日（金）、23日（火）、25日（金）は担任による学区訪問を行います。これは、子供たちの通学路の安全確認を目的としております。各御家庭を訪問するものではありませんので在宅の必要はありません。

### ◎『就学援助制度』のお知らせ

「就学援助制度」は、経済的理由により学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、学用品費・校外活動費などを援助する制度です。また、就学援助認定者については給食費が免除となります。希望する方は、学校に用意してある「就学援助申請書」（市ホームページからもダウンロード可能）に必要事項を記入し必要書類を添付して、学校へ提出してください。

問合せ先： 就学援助制度 学務課 047-436-2852

学校給食費 保健体育課 047-436-2418

船橋市外から通学されている方は、住所地の教育委員会の就学援助担当課へお問い合わせください。

## 【4月の予定】

### ◎学校ネットパトロール実施について

船橋市教育委員会では、児童生徒がインターネット上でのトラブルに巻き込まれる危険性がある書き込みや不適切な画像等の早期発見・早期対応を行うことで、いじめや犯罪被害等から児童生徒を守るために、学校ネットパトロールを実施しております。

つきましては、特に問題のある投稿・書き込み等が検出された場合には、投稿削除などのご協力をいただくこともございますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、インターネットのサイト上に誹謗中傷や個人情報等が掲載されている等、気になることがございましたら、学校へご連絡ください。

### ◎学校における合理的配慮の提供について

平成28年度4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されており、「障害者に対して不当な差別的取り扱いを行うこと」が禁止されると共に、国・地方公共団体（公立学校を含む）において、合理的配慮の提供が義務となっております。学校においては、障害のある児童が円滑に学校生活を送ることができるよう、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めております。つきましては、「合理的な配慮の提供」について、ご質問、ご要望がある場合は、担任または本校の特別支援コーディネーター（八幡または養護教諭）までご相談ください。

### ◎「スクールソーシャルワーカー（SSW）について」

学校からSSW派遣の要請を総合教育センターが受け、拠点校から要請のあった学校へSSWを派遣します。児童生徒や保護者の現状を把握し、問題解決に向け背景を見立てて支援計画を立案します。また、学校と連携をとりながら関係機関をつなぎ、それぞれの役割分担に従って、支援します。

〈どんな時に、どのように申請すればいいの？〉

- ・子どもに対して、すぐにイライラしてしまう。
- ・子供が学校に行きたがらない。
- ・子供に家のことばかりお願いしてまずいかなあ。
- ・給食費の支払いが滞っている。
- ・子供が周りのお友達と上手く関係を築けない、どうしよう・・・ など

※まずは、学校に相談。 豊富小学校 教頭までご連絡ください。